

軽減税率制度実施に関する対策について（前回会合以後の取組等）

軽減税率制度等の事業者に対する広報・周知

《前回会合(30.10.26)》

- 全国の税務署等、業種横断的団体（商工会・商工会議所・税務関係団体等）及び事業者団体（業界団体）において、説明会を開催。所管省庁から事業者団体に対し説明会開催を働き掛け、国税庁等から講師を派遣
- 納税者・事業者へ個別にチラシ・パンフレットを送付、郵便局等にも備置き
- 都道府県単位で、商工会等の事業者団体、各業界団体、税務関係団体、地方公共団体等が参画した軽減税率制度実施対策協議会を組織
- 関係省庁等において、地方公共団体、地域金融機関等の協力も得ながら、どの団体にも属しない小規模事業者や個人事業主に対して働きかけを徹底。必要に応じて、都道府県消費税軽減税率制度実施対策協議会等を活用

《説明会の開催、事業者向けチラシの配布等》

- ◆ 説明会は約5万回開催、延べ145万事業者が参加（30年12月末累計）
- ◆ 公取委主催の事業者向け説明会において、軽減税率制度の説明及び相談対応を実施
- ◆ 「飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります」（チラシ）を配布
- ◆ 中小企業・小規模事業者向けに軽減税率対応が必要か否か気づきの機会を与える「軽減税率への対応が必要か1枚で分かるリーフレット」を配布
- ◆ 露出アップを意識し、事業者向けイベント・商談会場におけるセミナーを開催

《業種横断的団体・業界団体による周知広報等》

- ◆ 関係省庁から業種横断的団体・業界団体に対して説明会開催、講師派遣要請、周知広報に関する協力依頼文書を発出

【業界団体との連携による周知広報】

- ◆ 農水省において、JAと連携の上、生産者に対する効果的な周知広報の実現に向けた検討会を設置
- ◆ 農水省において、酪農・畜産業界の課題に対応するため、全国各地（地方農政局等）での説明会開催を調整中
- ◆ 農水省において、食品卸・小売・製造・外食の業種ごとのパンフレットを作成し、業界団体を通じて食品事業者に配布

【業種横断的な取組・働きかけ】

- ◆ 軽減税率制度実施対策協議会を、30年6月以降、鹿児島県、熊本県、大分県、10月以降、宮崎県、秋田県、長崎県、31年1月以降、福岡県、佐賀県で開催。3～4月に愛知県、石川県、岐阜県、三重県、富山県で開催予定
- ◆ 日税連と連携の上、ホームページにおいて実務面での対応に役立つ資料をまとめた専用ページを開設
- ◆ 日本商工会議所と連携の上、「小売/卸売」「飲食店」事業者向けの小冊子を作成

《金融機関及び地方公共団体との連携による周知広報》

- ◆ 財務局・国税局が中心となり、金融機関団体に対する協力依頼文書を発出
- ◆ 総務省において、都道府県及び市区町村が活用できるよう事業者向け制度周知チラシを約 430 万枚作成予定
- ◆ 総務省の依頼により、全都道府県で、都道府県及び市区町村職員向けの軽減税率制度等に係る研修会を開催
- ◆ 総務省から地方公共団体に対して協力依頼文書を発出
 - ・ 総務省において作成するチラシについて、個人事業税の納税通知書（約 100 万通）に同封するなど事業者や住民に配布
 - ・ 内閣府、中企庁、国税庁等と連携し、軽減税率制度や事業者支援措置に関する広報誌等における周知広報、税務署説明会等への協力

《マスメディアや業界紙等を活用したメディア露出》

- ◆ 制度概要に関する簡素な説明を掲載（20 件程度）
- ◆ 財務省主税局が中心となり、業種固有の課題解決につながる詳細な解説等を掲載（70 件程度）
- ◆ インターネット広告（バナー広告）の実施準備中
- ◆ 事業者向け広告の業界紙への掲載準備中（12 紙程度）
- ◆ 視覚障害者向け音声広報 CD、点字・大活字広報誌の制作準備中

事業者支援策の周知・実施

《前回会合》

【補助事業（経産省(中企庁)）】

○複数税率対応レジの導入等支援・受発注システムの改修等支援（補助金の基金 534 億円）

【周知・サポート体制の整備（経産省(中企庁)）】

○中小企業・小規模事業者向けの広報パンフレットを配布（約 118 万部）

○全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置

○商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援

○事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な実施及び運用に資するための必要な措置を検討

○商工会・商工会議所等を通じた業種横断的な働きかけに加え、事業者団体（業界団体）を通じた働きかけを重点的に実施。併せて国の支援策（レジ補助等）の活用を促す。

《レジ補助金の拡充》

- ◆ 補助対象の拡大
 - ・ レジに登録する商品情報（商品マスタ）の更新
 - ・ 請求書管理システムの追加
 - ・ 券売機の追加
- ◆ 補助率の引上げ（2/3 ⇒ 3/4）
- ◆ 補助対象事業者の拡充（旅館・ホテル等の対象拡大）
- ◆ 補正予算で 561 億円を措置、積み増し

《事業者向けチラシの配布等》

- ◆ 「一枚でレジ・システム補助金の全てがわかるリーフレット」を配布
- ◆ 農水省において、拡充内容を含めたレジ・システム補助金パンフレットを作成し食品事業者に配布

《周知・サポート》

- ◆ 周知・対応サポート体制を充実。中企庁において、中小企業関係団体と連携して、周知・広報を実施（30年度第2次補正予算により拡充）
 - ・ 説明会・講習会は延べ12,802回、約31万者が参加（30年12月末累計）

商工会議所

- ・ 中小企業・小規模事業者向けの分かりやすい「小冊子」（軽減税率、価格転嫁対策）の改定版（50万部。旧版含めると累計110万部）を発行・配布
- ・ 「小売/卸売」「飲食店」事業者向けの小冊子を作成（再掲）
- ・ 3ステップによる軽減税率対応のための事業者支援を実施（①事業者の「気づき」の支援、②基礎的知識の習得支援（説明会、講習会等）、③個社ごとに経営指導員・専門家による個別具体的な支援）
- ・ 消費税対策で頼れる「会計・決済のIT3ツール」（クラウド会計、モバイルPOSレジ、キャッシュレス決済）の推進

商工会

- ・ 都道府県連經由で各単会組織による軽減税率対策の推進の取組を組織的に推進。経営指導員による巡回指導の機会を捉えた伴走型の経営指導等を網羅的に実施
- ・ 中小企業・小規模事業者向けの軽減税率ガイドブック（20万部）を作成中
- ・ 政府広報パンフレット等（中企庁・国税庁）を印刷し、講習会や巡回指導、窓口相談時に配布
- ・ 地域や事業者の特性に応じて独自テキストやチラシを作成し、講習会や巡回指導に加え窓口等で配布
- ・ 広報による窓口への相談促進と併せて、講習会の集団支援や事業者の悩みに寄り添った経営指導員及び専門家による個別具体的な支援を実施

全国中小企業団体中央会

- ・ 各都道府県中央会が、事業協同組合等の属性に基づき「重点組合」を抽出し、中央会による巡回指導や専門家の派遣など集中的な支援を実施

全国商店街振興組合連合会

- ・ 全国で開催した全振連「消費税軽減税率対策ブロック会議」等で軽減税率対応を強化

- ◆ 転嫁Gメンを活用した事業者支援措置等の周知（中企庁）

《中小企業団体等に加入していない中小企業・小規模事業者への周知・広報》

- ◆ 中企庁・金融庁から、民間金融機関（全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協）に対して、取引先事業者への周知・取組支援を要請
- ◆ 中企庁・内閣府・財務省から、公的金融機関（日本公庫、沖縄公庫、商工中金、信用保証協会）に対して、取引先事業者への周知・取組支援を要請
- ◆ 中企庁から、税理士会及び青色申告会を通じて、税理士等に対して、顧客事業者への周知・取組支援を要請
- ◆ 中企庁から、認定経営革新等支援機関に対して、支援を行う中小企業・小規模事業者への周知・取組支援を要請
- ◆ 経産省・中企庁・総務省から、全国の自治体に対して、「一枚でレジ・システム補助金の全てがわかるリーフレット」の設置・配布、説明会の開催、自治体広報

誌での周知等を依頼

- ◆ 中企庁から、レジメーカー等に対して、軽減税率対策の支援制度の一層の活用、営業や顧客のサポート体制の強化を要請。主なレジメーカー等の社長・役員級を一堂に集めた特別会合を開催し、積極的な販売、万全のサポートを直接要請
- ◆ 中小機構と連携し、共済加入企業（小規模企業共済：137万件、倒産防止共済：52万件）へ掛金の納付状況の通知の機会に合わせ、軽減税率対応の支援制度を周知

《マスメディア等を活用したメディア露出》

- ◆ 中企庁において、マスコミ等を活用した広報（新聞・テレビ・ラジオ・インターネット広告等）の準備中

軽減税率制度及び事業者支援策に関する相談対応

《前回会合》

【国税庁】

- 全国の税務署の専用相談窓口（改正消費税相談コーナー）で個別相談に対応
- 軽減税率電話相談センターにおいて、軽減税率制度（対象品目、帳簿・請求書の書き方など）に関する問合せに対応
 - ・相談件数の増加傾向に対応するため、平成30年7月より体制を拡充
- 電話相談センター（税務署）に軽減税率専用ガイダンスを開設

【経産省（中企庁）】

- 軽減税率対策補助金事務局コールセンターを設置
 - ・レジ導入・システム改修等の支援に関する問合せに対応
- 商工会・商工会議所等の中小企業団体等と連携したサポート体制の整備
 - ・全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
 - ・商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣

【内閣府】

- 消費税価格転嫁等総合相談センターにおいて、軽減税率制度等に関する一般的な相談に対応

- ◆ 継続して実施（相談件数合計（国税庁・補助金事務局・内閣府） 約16万件（30年12月末累計））

転嫁対策等について（前回会合以後の取組等）

価格設定ガイドラインの広報等

《前回会合(30.10.26)》

- 消費税引上げ前後に柔軟に価格付けが行われ、駆け込み需要と反動減が抑制されるようにするためのガイドラインの整備等 ※ 30年11月公表済
- 事業者等向けの説明会を各地で実施し、パンフレットを幅広く配布・周知

- ◆ 価格設定ガイドライン及びリーフレットを、業界団体・中小企業団体等を通じて周知するほか、各種説明会において配布
- ◆ 価格設定ガイドライン等を踏まえて、転嫁対策等に関する事業者向けパンフレットを見直し（公取委、関係省庁）。各省庁や地方支分部局、地方公共団体、業界団体、中小企業団体等を通じて幅広く配布・周知（約40万部）するほか、公取委ホームページ、転嫁室ホームページに掲載予定
- ◆ インターネット広告（バナー広告）の実施準備中
- ◆ 事業者向け広告の業界紙への掲載準備中（10紙程度）
- ◆ 転嫁Gメンが事業者（1万件）を訪問し、価格設定ガイドラインについて周知予定（中企庁）
- ◆ 「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」（物価担当官会議申合せ）を改正

転嫁対策等の事業者・消費者に対する広報

《前回会合》

- 関係省庁のウェブサイトの特集ページを設けて、転嫁対策等に関する各種の資料・情報を提供
- 転嫁拒否等の行為に関して、転嫁Gメン増員の検討等を行うとともに、引き続き迅速かつ効果的に監視・取締りを実施

- ◆ 公取委ホームページに特設ページを開設し、「消費税転嫁拒否行為セルフチェック」、ウェブ動画「増税前に気をつけまSHOW!」を掲載。また、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を更新
- ◆ インターネット・新聞・雑誌に広告「気をつけてイルカ？消費税転嫁対策」を掲載するほか、ラジオ広告を実施
- ◆ 新聞に広告「中企庁×下町ロケット（転嫁Gメン）」を掲載するほか、ポスターを税務署・自治体・商工会議所・業界団体等約5千箇所に掲載（中企庁）
- ◆ 中企庁ホームページ、業界誌に広告を掲載（中企庁）
- ◆ 転嫁対策等に関する事業者向けパンフレットを配布・周知予定（再掲）
- ◆ 2月までに事業者向け説明会及び事業者団体等に対する講師派遣を行い、今後、全都道府県において、事業者向け説明会を実施予定（公取委）
- ◆ 転嫁Gメンが事業者（1万件）を訪問し、転嫁対策について周知予定（中企庁）
- ◆ 中小企業団体中央会が、表示カルテルPRチラシを作成し中小企業組合等に1万部配布（中企庁）

転嫁拒否等に関する相談等対応、監視・取締りなど

《前回会合》

- 政府共通の相談窓口（消費税価格転嫁等総合相談センター）を開設し、電話・メールを使った相談対応を実施
- 違反の疑いのある事業者に対して立入検査を行うなど積極的に調査を実施。違反行為が認められた事業者に対しては迅速に指導。重大な違反行為については公取委において勧告・公表

- ◆ 「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（公取委ガイドライン）の改正作業中
- ◆ 相談について継続して実施（31年1月末累計 21,573件）
- ◆ 監視・取締りについて継続して実施（平成31年2月に1件勧告）
- ◆ 大規模書面調査を継続して実施（30年度 620万件）（公取委、中企庁）
- ◆ 「消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査」の実施（31年度は調査対象を24万社から拡大予定）（中企庁）
- ◆ 国交省において、業法の法令遵守に係る指導の一環として、事業者団体に対して、適正な転嫁等に関する通知を発出し、請負代金の消費税転嫁拒否の有無に係る書面調査結果を公表
- ◆ 全都道府県において事業者向けの移動相談会を実施し、中小企業者等からの相談に対応（公取委）